

# 業務の運営に関する規程（求人者様へ）

株式会社テイルズケアは、次のとおり有料職業紹介業務を運営いたします。

（求人）

## 第1条

1. 当社の取扱職種の範囲等は、国内・全職種です。当社は、いかなる求人の申込みについてもこれを受理いたします。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金・労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理することができません。
2. 求人の申込みは、所定の求人票により、業務内容・賃金・労働時間その他の雇用条件を明示してお申込みください。これらを明示しない求人申込みは受理することができません。

（紹介）

## 第2条

1. ご紹介はまず、人材の履歴書を添付してお届けいたします。貴社のご希望に沿う人材がありましたら当社にご連絡下さい。
2. 人材との面接設定は当社が行いますので、面接希望日時を当社にご連絡下さい。貴社と人材のスケジュールを調整して、面接の日時をご連絡いたします。
3. 面接日には、人材に当社発行の紹介状を持参して貴社へ行っていただきます。
4. 人材との面接結果は、可否共に当社にお知らせ下さい（不可の場合、理由等をお知らせ頂ければ今後のご紹介への参考とさせていただきます）。合格通知は当社が行います。
5. 採用決定後も入社までにご紹介させていただいた人材との直接のご連絡・ご接触はご遠慮下さい。

（紹介手数料）

## 第3条

1. 人材のご紹介が成約いたしましたら、別紙の手数料表に基づき、紹介手数料を申受けます。
2. 雇用期間が1年以上または期間の定めのない人材のご紹介については、人材の入社を確認の上、同日付で手数料のご請求書を発行させていただきます。雇用期間が1年未満の人材のご紹介については、人材に対する給与の締切日ごとにその期間の手数料のご請求書を発行させていただきます。恐れ入りますが、ご請求書日付の1ヶ月以内にお支払い下さい。

（保証）

## 第4条

1. 勤務開始日から30日間を保証期間とし、当該期間内にご紹介の人材が退職又は解雇となった場合はすみやかに交代の人材をご紹介いたします。再紹介は原則として1回とさせていただきます。
2. ご紹介の人材に保証期間内に退職の兆しが見られる場合、又は解雇をご決定の際は事前に当社にご連絡下さい。
3. 当該保証期間内は同一の職種、職位、給与の人材の再紹介に関しては、追加手数料は発生しません。但し、職種・職位・給与が異なる場合は新規のご紹介案件とさせていただきます。
4. 再紹介を希望されない場合、交代の人材をご紹介できなかった場合は、ご紹介後の日数に応じてお

支払い頂いた手数料の一部をご返却致します。返金日は人材が退社した月の翌月末とします。

①ご紹介後 15 日以内 : 50%ご返却

②ご紹介後 30 日以内 : 25%ご返却

5. 以下の場合は保証の適用外となります。

①ご紹介手数料をまだお支払い頂いていない場合

②実際の雇用条件が人材及び当社にご提示頂いた雇用条件と著しく異なった場合

③退職又は解雇に先立って当社にご連絡がなかった場合

6. 日々紹介（日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者の紹介をいいます。以下同じ）の場合は、本条の保証は行いません。

（その他）

## 第5条

1. 人材に関する情報は、当社の営業機密事項でございます。したがいまして、当社からご紹介した人材を当初のご紹介日から1年以内にご採用になる場合は、仮に人材が自ら貴社を再訪した場合でも当社の仲介により成約したものとみなし、正規の紹介手数料をご請求させていただきます。また、同様に当社でご紹介した人材をお知り合いの会社などに紹介されてそこで雇用が成立した場合にも貴社に正規の紹介手数料をご請求させていただきます。

2. 日々紹介やパートタイマーなどの短期労働者としてご紹介させていただいた人材を採用後1年以内に正社員としてご採用になる場合は当初の紹介手数料とは別途正規の紹介手数料を請求させていただきます。またこの場合、お互いの適応性の確認がなされたものとして、保証期間は発生いたしませんのでご了承下さい。

3. ご紹介する人材の経歴・職務適正等については可能な限り正確な情報を把握するよう努力しておりますが、ご採用後の教育、人事管理については貴社にてご配慮願います。

4. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、人材等から苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

5. 当社が貴社または人材から知りえた個人情報、個人情報適正管理規程に基づいて適正に取り扱います。当社の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者にお尋ねください。

6. 当社は、広告等により求人等に関する情報を提供するときは、該当情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当社が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。

当社の業務の運営に関する規程は以上のとおりですが、当社は以上が貴社にてご了承されたものとして人材のご紹介を致します。

令和5年 3月 8日

株式会社テイルズケア 代表取締役 一丁畑 領  
有料職業紹介事業許可番号 34-ユ-300090

# 業務の運営に関する規程（求職者様へ）

株式会社テイルズケアは、次のとおり有料職業紹介業務を運営いたします。

（求職）

## 第1条

1. 当社の取扱職種の範囲等は、全職種です。取扱地域は日本国内です。当社は、いかなる求職の申込みについてもこれを受理いたします。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理することができません。
2. 求職の申込みは、求職者本人様により、当社ホームページからの登録、各求職サイト上、電子メール及び直接来社されて、お申し込みください。

（紹介）

## 第2条

1. ご紹介はまず、求職者の履歴書を添付してお届けいたします。ご希望に沿う求人がありましたら当社にご連絡下さい。
2. 求人者との面接設定は当社が行いますので、面接希望日時を当社にご連絡下さい。求人者とのスケジュールを調整して、面接の日時をご連絡いたします。
3. 面接日には、当社発行の紹介状を持参して求人者のところへ行っていただきます。
4. 求人者との面接結果は、可否共に当社から合否通知を行います。
5. 採用決定後も入社まではご紹介させていただいた求人者との直接のご連絡・ご接触はご遠慮下さい。

（その他）

## 第3条

1. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、人材等から苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 当社は、求人者または求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
3. 当社が、求人者または求職者から知りえた個人情報、個人情報適正管理規程に基づいて適正に取り扱います。当社の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者にお尋ねください。
4. 当社は、広告等により求人等に関する情報を提供するときは、該当情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当社が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。

当社の業務の運営に関する規程は以上のとおりですが、当社は以上がご了承されたものとして求人者のご紹介を致します。

令和4年 10月 1日

株式会社テイルズケア 代表取締役 一丁畑 領  
有料職業紹介事業許可番号 34-ユ-300090

## 手数料表

当社が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付けるときの事務費用	必要ありません。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬＝職業紹介が成功した場合において、当該求職者の雇用期間（雇用期間が1年以上または期間の定めのない場合は就職後1年間）に支払われる賃金に対して最高50% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬＝職業紹介が成功した場合において、当該求職者の雇用期間（雇用期間が1年以上または期間の定めのない場合は就職後1年間）に支払われる賃金に対して最高50% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金＝200,000円 活動費＝10,000円/1日 成功報酬＝職業紹介が成功した場合において、当該求職者の雇用期間（雇用期間が1年以上または期間の定めのない場合は就職後1年間）に支払われる賃金に対して最高50% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者の対する専門的な相談・助言	成功報酬＝職業紹介が成功した場合において、当該求職者の雇用期間（雇用期間が1年以上または期間の定めのない場合は就職後1年間）に支払われる賃金に対して最高50% 手数料負担者は関係雇用主とします。

※上記届出制手数料には消費税は含まれていません。

許可番号 34-ユ-300090

所在地 広島市中区八丁堀 7-2 広島八丁堀 72ビル 6F

事業所名 株式会社テイルズケア